

落札後の注意事項

※入札形式の場合、落札者には、次順位買受申込者を含む

項目	公売物件の種別		
	動 産	自 動 車	不 動 産
危険負担	買受代金を納付した時点で落札者に移転する。 その後に発生した財産の盗難、焼失等による損害の負担は落札者が負うことになる。		買受代金を納付した時点（農地等一定の要件が満たされなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、権利が移転した時点）で落札者に移転する。その後に発生する盗難、焼失等による損害の負担は落札者の負担となる。
契約不適合責任	市は公売物件の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負わない。		
引渡条件等	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況で引き渡す。	公売物件の車両及び装備は、落札者が買受代金を納付した時点の状況で引き渡す。	執行機関の引渡義務はない。 公売物件は、原則として落札者が買受代金を納付した時点の状況で権利移転する。
返品・交換	落札された公売物件はいかなる理由があっても返品・交換できない。		落札された公売物件はいかなる理由があっても返品できない。
執行機関の引渡義務	執行機関が交付する「売却決定通知書」を保管人に掲示して引渡しを受ける場合、当該保管人が現実の引き渡しを拒否しても執行機関は現実の引渡しを行う義務を負わない。	(1)執行機関が交付する「売却決定通知書」を保管人に掲示して引渡しを受ける場合、当該保管人が現実の引き渡しを拒否しても執行機関は現実の引渡しを行う義務を負わない。 (2)落札者は、自身の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が前所有者と異なる場合、自身の使用の拠点の位置を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込む必要がある。	執行機関の引渡義務はない。 物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡し等は、すべて落札者自身が行うこととなる。 また、隣地との境界確定は、落札者と隣地所有者との間で行うこととなる。
保管費用	買受代金納付日に公売物件の引渡しを受けない場合、保管費用がかかることがある。		—
落札者 (最高価申込者) 決定後、 公売保証金が 返還される場合	(1) 買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を受け取ることはできず、納付した公売保証金は全額返還される。 (2) 落札者が買受代金の納付前に滞納者から不服申立てなどがあった場合、公売の手続きは停止する。手続きの停止中、落札者は買受を辞退できる。この場合公売保証金は返還される。		